

被相続人が老人ホーム等に入所していた場合の要件

被相続人が老人ホーム等に入所していた場合、以下 1～3 すべての要件を満たす必要があります。

- 1 老人ホーム等の入所時に、被相続人が以下のいずれかに該当。
 - (ア)要介護認定を受けていた
 - (イ)要支援認定を受けていた
 - (ウ)介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号に該当していた
 - (エ)障害支援区分の認定を受けていた
- 2 入所していた老人ホーム等が以下のいずれかに該当。
 - (ア)老人福祉法第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、同法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム、同法第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホーム又は同法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム
 - (イ)介護保険法第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設又は同条第 29 項に規定する介護医療院
 - (ウ)高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（（ア）の有料老人ホームを除く。）
 - (エ)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設、又は同条第 17 項に規定する共同生活援助を行う住居
- 3 老人ホーム等入所後から相続開始の直前まで、被相続人が家屋を家財の保管等で使用し、かつ、事業、貸付けまたは被相続人以外の居住等の使用がないこと。